

未定稿

県産飼料生産・利用拡大促進事業

Q & A

注：Q&A は、現時点版であり、今後変更があり得ることに留意願います。

令和8年4月1日版

山口県農林水産部畜産振興課

目次

【機器・設備導入支援のうち「飼料生産・利用・流通拡大」】

<全体> (要件等)

- 問1 事業実施主体の要件を教えてください。 …1
- 問2 取組主体の要件を教えてください。 …1
- 問3 どのような手続きの流れになりますか。 …1
- 問4 事業のスケジュールを教えてください。 …1
- 問5 畜産クラスター協議会を立ち上げるにはどうすればよいですか。 …2
- 問6 県事業への取組に当たり、畜産クラスター計画の見直しが必要ですか。 …2
- 問7 採択に当たり、どのような視点で審査は行われますか。 …2

<導入前> (補助対象等)

- 問8 補助対象となる機器・設備は、どのようなものがありますか。 …3
- 問9 野草を飼料利用するために必要な機械は補助対象になりますか。 …4
- 問10 トラクターやフォークリフト、ホイールローダー等は補助対象になりますか。 …4
- 問11 設備を整備するにあたって、敷地造成や地盤改良は補助対象になりますか。 …4
- 問12 水道や受電設備等のインフラ整備も補助対象になりますか。 …4
- 問13 ストックヤード周辺のフェンスなども補助対象になりますか。 …4
- 問14 中古の機器装置は、補助対象になりますか。 …4
- 問15 既存施設等の補改修は、補助対象になりますか。 …4
- 問16 老朽化した設備や機器を単に更新する場合も補助対象になりますか。 …4
- 問17 機器・設備の導入期限はありますか。 …4
- 問18 申請内容と異なる型式等の機器・設備が納入された場合、どうすれば良いのですか。 …5
- 問19 採択後（内示後）、補助残額の資金調達ができない等、やむを得ない事情で事業に参加できない取組主体が生じた場合、別の機器・設備を補助対象としてよいですか。 …5
- 問20 相見積等の結果、調達価格が要望価格より安くなり補助予定額に残額が生じた場合、別の機器・設備の導入に残額を充ててもよいですか。 …5

<導入後>

- 問21 取組主体（畜産農家等）が導入した機器・設備が被災した場合、どうすれば良いのですか。 …5
- 問22 経営継続が困難となった場合に、他の農家に名義変更して活用することはできますか。また、補助金の返還は必要ですか。 …5

【機器・設備導入支援のうち「飼料生産・利用・流通拡大」】

＜全体＞ （要件等）

問1 事業実施主体の要件を教えてください。

事業実施主体は、畜産クラスター協議会又は飼料生産組織（以下「協議会等」という）（要領第4条）としており、耕種農家と畜産農家の両者が構成員である必要があります（要領別紙1の第2の1）。

問2 取組主体の要件を教えてください。

取組主体は、事業実施主体の構成員で、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有する（要領第5条）とともに、次の全ての要件を満たす必要があります（要領別紙1の第2の2）。

- ・飼料生産（稲わら収集を含む）又は利用を拡大する意思があること
- ・飼料生産・利用拡大計画（様式1-2）を策定すること
- ・飼料生産者（稲わら収集及び作業受託を含む）にあつては、県内畜産農家への供給を中長期的（3年以上）に継続し、安定的な飼料生産と供給（自家利用を含む）を行い、事業実施の翌年度から3年後の状況を様式1-6により、当該年度の翌年度の5月末までに知事へ報告すること
- ・事業参加に係る確認及び個人情報の取扱いに関する同意書（別添）を提出していること

問3 どのような手続きの流れになりますか。

取組を要望する方は、所属する協議会等の事務局に、必要な書類を提出してください。

協議会等事務局は、提出された書類をとりまとめて、管轄の農林（水産）事務所畜産部に提出してください。

なお、要望する構成員が、農林（水産）事務所の管轄区域を超える場合は、該当する農林（水産）事務所畜産部に書類等の内容を確認してもらった上で、一式をとりまとめて県庁畜産振興課に提出してください。

必要な書類については、県庁畜産振興課のホームページに掲載していますのでご確認ください。

問4 事業のスケジュールを教えてください。

要望調査を行い、提出された「計画書」について、審査会を開催します。（令和8年度第1回要望調査の〆切は令和8年5月29日（金））

要望が採択された場合には、各畜産部を經由して協議会等に「内示」のお知らせをします。内示を受けてから正式な書類申請の手続き（補助金交付申請）に入ります。

なお、交付決定を受ける前に、自己資金又は他の助成により既に実施（発注を含む）した取組は補助対象外となります（要領別紙1の第2の3の（2））ので、ご注意ください。円滑な事業推進に向け、書類に不備がないようにご準備ください。

※第1回要望調査の結果、予算枠に余裕がある場合は、追加要望調査を行います。

問5 畜産クラスター協議会を立ち上げるにはどうすればよいですか。

「畜産クラスター協議会」は、知事に認定された畜産クラスター計画を有し、運営を行うための事務局を設置しており、かつ、組織及び運営についての規約を定め、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していることのほか、畜産を営む者の他、2者以上の異なる役割を担う者が参画していることなど、関係機関の協力がが必要です。

協議会設立にあたっては、最寄りの農林(水産)事務所畜産部にご相談ください。

問6 県事業への取組に当たり、畜産クラスター計画の見直しが必要ですか。

県事業により取り組む内容や目的が、現在のクラスター計画に記載されているか確認し、県事業の実施に沿う内容を記載するようにしてください。

また、クラスター計画の「4 中心的な経営体等の概要」のうち「活用が見込まれる施策」の「その他」に「○」を記載し、更新してください。

なお、県事業への取組について、協議会内での了解を得た上で、計画更新していただくとともに、事業申請の際は、更新された計画を添付してください（知事の再認定手続きは不要です）。

問7 採択に当たり、どのような視点で審査は行われますか。

機器・設備導入の妥当性や、事業効果等を勘案して、その取組を採点します。

特に、令和8年度事業においては、主食用米の高騰により、生産が不安定となっている飼料用米の生産維持・拡大、収量向上に資する取組や、畜産農家からの需要の高い飼料用とうもろこし（子実、青刈り）に係る取組に対して加点することとしています。

<導入前> (補助対象等)

問8 補助対象となる機器・設備は、どのようなものがありますか。

事業対象の機器・設備については、要領別紙1の別表に定めていますが、これまでの採択実績を右欄に示しますので、参考にしてください。

作物	用途	機器・設備	採択実績
飼料用米	生産・利用・流通	飼料用米直播機、飼料用米専用コンバイン、飼料用米加工・調製機、飼料タンク、ストックヤード(飼料保管施設)、混合機、飼料生産用ドローン(播種、肥料、農薬などの散布機能が付いたものに限る)等	飼料用米専用水稲播種機、飼料用米専用コンバイン、飼料用米専用乾燥機、飼料用米糶摺機、飼料用米選別計量器、飼料用米飼料タンク、飼料用米保管倉庫
飼料用とうもろこし	生産・利用・流通	とうもろこし播種機、とうもろこし収穫機、乾燥機、飼料タンク、ストックヤード(飼料保管施設)、粉碎機、混合機、飼料生産用ドローン(播種、肥料、農薬などの散布機能が付いたものに限る)等	とうもろこし播種機(高速汎用型播種機)、子実とうもろこし乾燥機、子実とうもろこし保存庫、イムノクロマト定量システム
上記以外の飼料作物	草地管理	心土破碎機、表層攪拌機、作溝・穿孔機、鎮圧機等	ハロー、ロータリー、鎮圧ローラー、除草用機械装置
	播種	牧草播種機、飼料用稲直播機、種子コーティングマシン、飼料生産用ドローン(播種、肥料、農薬などの散布機能が付いたものに限る)等	施肥播種機、ブロードキャスト、飼料用稲直播機、種子コーティングマシン
	収穫、調製	刈取機、反転機、集草機、梱包機、ラッピングマシン、フォーレージハーベスター、稲わら収穫機、運搬機等	モア、テイラー、ヘーメーカー、レーキ、ロールベラー、ラッピングマシン、ロールグラブ、コンバイン用ノッタ、農業用トレーラー
	給与	混合機、攪拌機、粉碎機等	
	堆肥	堆肥散布機等	マニュアルスプレッド、畜産用バケツ
	保管	飼料タンク、ストックヤード(飼料保管施設)、飼料分析機器、カビ毒検査機器等	ストックヤード、粗飼料保管庫、イムノクロマト定量システム
	運搬	飼料専用運搬車(飼料を専用に運搬する車両)等	ロール運搬用2tトラック、ウインチ付き7t車

※機器・設備導入については審査会で採択の可否を決定しますので、要望があったすべての機器等について採択をお約束するものではありません。

問9 野草を飼料利用するために必要な機械は補助対象になりますか。

野草や畦草刈りのための機械は、それらを刈り取った後に飼料利用する場合であっても、補助対象外です。

当事業では、種子をまいて収穫する飼料作物を対象としています。

(例) 牧草、飼料用稲、飼料用米、飼料用とうもろこし、稲わら等が対象です。

問10 トラクターやフォークリフト、ホイールローダー等は補助対象になりますか。

トラクターやフォークリフト、ホイールローダー等は補助対象外です。

問11 設備を整備するにあたって、敷地造成や地盤改良は補助対象になりますか。

敷地造成や地盤改良は補助対象外です。

問12 水道や受電設備等のインフラ整備も補助対象になりますか。

インフラ整備は補助対象外です。

問13 スtockヤード周辺のフェンスなども補助対象になりますか。

特に屋外で保管するロールについては、品質確保が重要であるため、獣害対策などとして必要であると審査会で認められた場合に限り、補助対象になります。

問14 中古の機器装置は、補助対象になりますか。

事業費低減の観点から、中古品も対象としています。ただし、中古品の場合、導入時において、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。）から経過年数を差し引いた残存期間（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上のものに限ります。

問15 既存施設等の補改修は、補助対象になりますか。

Stockヤード（飼料保管施設）を新たに整備する場合は、既存施設の有効活用の観点から、補改修も対象とします。

問16 老朽化した設備や機器を単に更新する場合も補助対象になりますか。

単純な更新の場合は、補助対象外です。

問17 機器・設備の導入期限はありますか。

当事業は令和8年度の事業ですので、機器・設備の導入、実績報告を令和8年度中に完了させる必要があります。

したがって、令和9年3月19日（金）までに、機器・設備の導入（支払いまで）を完了させるとともに、実績報告書を提出してください。【**×切厳守**】

問18 申請内容と異なる型式等の機器・設備が納入された場合、どうすれば良いのですか。

申請と異なる型式等の機器・設備は補助対象外です。

申請と異なる型式等の機器・設備が納入されたことが判明した場合には、速やかに正しい型式等の機器・設備に交換してもらってください。

なお、正しいものに交換された後に、実績報告をしてください。

問19 採択後（内示後）、補助残額の資金調達ができない等、やむを得ない事情で事業に参加できない取組主体が生じた場合、別の機器・設備を補助対象としてよいのですか。

審査会で認められた機器・設備が補助対象となりますので、それ以外のものは補助対象にはできません。

問20 相見積等の結果、調達価格が要望価格より安くなり補助予定額に残額が生じた場合、別の機器・設備の導入に残額を充ててもよいのですか。

審査会で認められた機器・設備が補助対象となりますので、それ以外のものに残額を充てることはできません。

なお、事業費に20%を超える変更があった際には、計画の変更申請手続きが必要となりますので、最寄りの農林(水産)事務所畜産部にご相談ください。

<導入後>

問21 取組主体（畜産農家等）が導入した機器・設備が被災した場合、どうすれば良いのですか。

事業の対象となっている機器・設備が被災した場合であって、修理して継続使用される場合は特段の手続きは不要ですが、利用困難となった場合は知事に報告する必要がありますので、最寄りの農林(水産)事務所畜産部にご相談ください。

問22 経営継続が困難となった場合に、他の農家に名義変更して活用することはできますか。また、補助金の返還は必要ですか。

補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産によって、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない場合があります（山口県補助金等交付規則第18条）。最寄りの農林(水産)事務所畜産部にご相談ください。